

入 札 公 告

次のとおり競争入札に付します。

平成 29 年 9 月 12 日

日本司法支援センター 理事長 宮 崎 誠

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本司法支援センター本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 期間及び場所 仕様書のとおり

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの認定を受けている者、又は情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度による認証を受けている者であること。
- (6) 仕様書項番 10(2)に該当する者でないこと。
- (7) 下記 5 の入札説明会に出席した者であること。

3 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）
電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布条件

入札公告日から平成29年9月29日（金）17時00分まで
上記3の場所及び当センターホームページ上
上記2の競争参加資格を有し、提出期限までに必要書類の提出が可能であること。

5 入札説明会の日時及び場所

日時 平成29年9月15日（金）11時00分
場所 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部

6 入札の日時及び場所

日時 平成29年10月10日（火）15時00分
場所 上記5の場所

7 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

詳細は、入札説明書による。

日本司法支援センター本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式

期 日	業 務 内 容	備 考
9月12日 火	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部事務所南側入口掲示板に掲示	
9月15日 金 11:00	入札説明会	本部第2会議室
9月20日 水 17:00	質問書提出期限	
9月22日 金 17:00	質問書回答期限	
9月29日 金 17:00	履行確約書等提出期限	
10月6日 金 17:00	入札参加可否通知書送付期限	
10月10日 火 15:00	入札書締切・開札・落札者決定	本部第2会議室

入 札 説 明 書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、仕様書、別添契約書及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- 1 入 札 事 項 日本司法支援センター本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式
- 2 仕 様 別添仕様書のとおり
- 3 入札日時及び場所 平成 29 年 10 月 10 日（火） 15 時 00 分
日本司法支援センター本部
総務部財務会計課（担当 紀田）
〒164-8721 東京都中野区本町 1 - 32 - 2
ハーモニータワー 8 階
電話 050-3381-1573
- 4 契 約 予 定 日 平成 29 年 10 月中旬頃
- 5 履 行 期 限 別添仕様書のとおり
- 6 参 加 資 格
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。
 - (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
 - (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの認定を受けている者、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による認証を受けている者

であること。

(6) 仕様書項番 10(2)に該当する者でないこと。

(7) 入札公告 5 記載の日時に実施する入札説明会に出席した者であること。

7 入札参加条件

入札参加者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日を除く毎日、10時から17時まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、平成 29 年 10 月 6 日（金）17 時までに F A X 又はメールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。

(1) 本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面（別添「履行確約書」参照）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること、又は情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度による認証を受けていることを証する書面の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

(3) 労働者派遣法第 8 条に定める許可証の写し・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

(4) 結果通知書（別添参照）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

別添「結果通知書」に会社名、担当者名、F A X 番号、メールアドレスを記入して提出すること。

(5) 平成 28・29・30 年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知書」の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

(6) 本件仕様書に基づく本件業務の「価格証明書」・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

上記証明書は見積書の様式（様式は任意）により、表題は「価格証明書」とし、本件業務の積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（単価、数量および料金を詳細に記載すること）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースで作成し、入札者が署名又は記名押印を行うこと。

(7) 暴力団排除に関する誓約書（別添書式による）・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

提出期限 平成 29 年 9 月 29 日（金）17 時 00 分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

ハーモニータワー8階

電話 050-3381-1573

8 入札書は以下に掲げる用紙を使用し、前記3の入札日時及び場所において、持参して提出すること。

(1) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の場合、「入札書（本人用）」

(2) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の代理人の場合、「入札書（代理人用）」

9 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

10 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名又は記名押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。

11 入札金額は、冒頭に¥記号を必ず記入し、派遣労働者1人1時間当たりの単価を記入すること。ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札後、契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

12 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない入札者による入札

(2) 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

(3) 入札金額、数量、単価が訂正されているもの

(4) 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

(5) 入札書に入札実行者の署名又は記名押印のないもの

(6) 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合

(7) その他入札に関する条件に違反したもの

13 一旦提出した入札書の差し替え、記載事項の変更及び取消しは一切認

めない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量、単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分に押印をしなければならない。

- 14 開札は、入札実行者の面前で行う。
- 15 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
 - (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- 16 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- 17 有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 18 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、開札時刻に遅れた者は、入札参加資格を失うものとする。

- 19 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。
- 20 本件入札については、入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- 21 本件入札等に関する質問については、後記質問書提出期限までに後記22の担当者宛てに質問書（別添「仕様書に関する質問について」と題する書面参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 平成29年9月20日（水）17時00分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課

質問書回答期限 平成29年9月22日（金）17時00分

- 22 本件入札に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当：紀田）

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

電話番号 : 050-3381-1573

E-mail : zaimukaikei@houterasu.or.jp

労働者派遣仕様書

この労働者派遣仕様書は、日本司法支援センター（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「受注者」という。）の間で締結する「日本司法支援センター本部民事法律扶助第二課での事務業務に関する人材派遣」の概要を示すものである。

1 業務内容（民事法律扶助業務の立替金償還免除事務等）

- (1) 対象者リストとマニュアルに基づいた電子計算機操作（データ検索・入力、OAオペレーション業務）
- (2) 入力結果のダブルチェック及び取りまとめリストの作成
- (3) 書類のファイリング及びラベリング等一般事務補助及びそれに付随する業務

2 派遣条件

- (1) データ入力及び一般事務業務の経験があり、過去に顧客管理システムまたは債権管理システムの使用経験があること。
- (2) Microsoft office の Word、Excel 等の基本的操作が支障なく行えること。特に Excel、Word については、自らレイアウトして文章・表の作成ができ、簡単な関数（SUM 関数等）の操作が助言なしでできること。
- (3) 一般的なビジネスマナーを有しており、コミュニケーション能力を十分に身に付けていること。
- (4) 短期での作業終了を予定しているため、基本的に欠勤等がない同一の労働者を確実に予定人員数確保できること。

3 派遣労働者の確保

(1) 通知書の提出

受注者は、上記 2 派遣条件に見合った派遣労働者の選定をし、作業開始の 5 日前までに、派遣労働者に係る通知書を提出すること。通知書には派遣労働者の氏名・性別・派遣法 35 条に基づく年齢・無期か有期の別・社会保険の加入状況を記すものとする。

通知書の提出後の派遣労働者の変更は、原則として不可とする。

(2) 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により勤務できない場合には、受注者が責任を持って代替人員の確保に努めること。

4 就業場所

日本司法支援センター本部第一事業部民事法律扶助第二課

東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 9 階

5 契約期間

平成 29 年 10 月 24 日以降、配置可能な日から平日 31 日間
(平成 29 年 10 月 24 日からの場合、平成 29 年 12 月 7 日まで)

6 派遣人員

4 名

7 派遣期間

上記契約期間中の月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

8 就業時間

9 時 30 分から 18 時 00 分まで。

休憩時間は 60 分間とする。

なお、必要に応じて労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令の規定に基づき時間外勤務を命ずることがある。

9 個人情報の保護

本業務の性質上、個人情報が本人のプライバシーに係る重要な情報であることを認識し、個人情報を本業務以外の目的に利用してはならない。また、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、個人情報の保護に万全を期することとする。

10 受注者の資格に関する事項

(1) 受注者は、以下の条件を満たしているものとする。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による認証を受けている者であること。

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(2) 以下の条件に該当した場合は、受注者となることができない。既に受注者となった場合も、当該契約は当然に終了するものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった者。

イ 法的整理が開始されるなど、いわゆる「倒産状態」となった者。

- ウ 取締役が刑事事件により逮捕又は起訴された後、嫌疑が確定した者。
- エ 労働局から過去2年以内に労働者派遣法に基づく事業改善命令を受けた者。
- オ 威圧その他の方法により、公正かつ円滑な入札を妨げた者。
- カ 公租公課を滞納した者。
- キ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

11 その他

- (1) 契約は時間単価契約とし、契約時間を超えて就労した場合には、その分を加算する。なお、派遣労働者の休暇、遅刻、早退等で契約時間に満たない場合には、その分を不支給とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者は協議して決定する。

仕様書に関する質問について

質問期限 平成29年9月20日（水）17時00分
質問方法 文書により原則として一問一答式とする（下記参考）。
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当 紀田）
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573 FAX 03-5358-1058
E-mail zaimukaikei@houterasu.or.jp
提出方法 電子メール（エクセルファイル）による。
※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付してください。
【入札】「民事法律扶助第二課労働者派遣業務に関する質問について」〇〇社

記

質 問 書

『日本司法支援センター本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式』

日 付 平成 年 月 日
所在地
会社名
担当者
電 話
F A X
E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本工業規格A列4番縦長横書き
エクセルファイルで作成・送付のこと

【参考】

履 行 確 約 書 (例)

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、平成 29 年 9 月 12 日公告の「日本司法支援センター本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式」に係る入札に関して仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ること、また、仕様書項番 2 の派遣条件も満たすことを確約いたします。

なお、仕様書項番 10 (2) に該当する事案はございません。

平成 年 月 日

住 所
会社名
代表者

印

会 社 名
担当者氏名 様
(F A X 番号)
(E-mail)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました「日本司法支援センター本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式」の入札参加資格に関する審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

日本司法支援センター総務部財務会計課（担当：紀田）
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

入 札 書

(本人用)

入札物件名 日本司法支援センター本部
民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(派遣労働者1人1時間当たり単価・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

印

入札書

(代理人用)

入札物件名 日本司法支援センター本部
民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金									

(派遣労働者 1 人 1 時間当たり単価・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代理人氏名

印

委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を「日本司法支援センター本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

平成 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受任者 住所

氏名

代理人
使用印鑑



労働者派遣契約書

日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の雇用する労働者を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき甲に派遣するに当たり、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 労働者派遣業務

(2) 業務の内容 乙は、甲に対し、別添の仕様書に従い労働者を派遣する。

(3) 契約期間 平成 29 年●月●日から平成 29 年●月●日まで。

(4) 契約単価 派遣労働者 1 人 1 時間当たり金●,●●●円
(うち、消費税及び地方消費税の額●●円)

2 派遣労働者の各日の就業時間は 5 分単位（5 分未満については切り捨てる）で算出する。

3 次の各号に定める実働時間がある場合、当該実働時間に係る派遣労働者 1 人 1 時間当たりの単価は、契約単価にそれぞれ次の区分に定める割合を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(1) 1 日の実労働時間が 7.5 時間を超える場合 100 分の 125

(2) 休日に勤務した場合 100 分の 135

(3) 深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時まで）に勤務した場合は、

(1) 中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 150」と、(2) 中「100 分の 135」とあるのは「100 分の 160」とする。

（労働者派遣法等の遵守）

第 2 条 本契約の履行に当たり、甲及び乙は、労働者派遣法その他の関係法令を遵守しなければならない。

（乙の履行義務等）

第 3 条 乙は、甲に対して、仕様書に定める要件及び条件に従い、業務を提供しなければならない。また、甲乙協議の上、仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って実施しなければならない。

(派遣業の許可又は届出の明示)

第4条 乙は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ甲に対し、労働者派遣法第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき明示した労働者派遣事業の許可の有効期限が、本契約期間中に満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(代金の請求等)

第5条 乙は、第1条に定める金額に毎月分の就労時間を乗じ、その翌月以降に甲に請求する（ただし、当該金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。また、乙は、請求書に消費税及び地方消費税の合計額を明示し、併せて請求する（ただし、当該消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。

2 甲は、前項に基づく適法な支払請求を受けたときから30日以内に当該金額を支払う。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項に定める期間内に代金を支払わなかったときは、甲は、支払が遅れた日数につき年2.7パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

(再派遣の禁止)

第6条 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を甲に再派遣してはならない。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の派遣労働者は、本契約の履行に際して得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第8条 乙及び乙の派遣労働者は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第7条第2項の規定に基づき、次の各号を遵守しなければならない。

(1) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報に関し、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報を複製しないこと。

(3) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失等の事実が判明したときは、速やかに甲に報告するとともに、

被害の拡大防止のために必要な措置を講ずること。

- (4) この契約による業務を終了するときは、保有個人情報記録されている媒体を甲に返却し、外部への送付又は持ち出しをしないこと。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、乙の派遣労働者が担当した業務に関し、甲又は第三者に対して損害を被らせたときは、その損害を賠償する。ただし、乙の派遣労働者に対する甲の指揮命令の過失その他甲の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

- 2 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき又は履行する見込みがないことによって契約が解除されたときは、乙は、派遣期間の予定総額の100分の10の違約金を甲に支払わなければならない。

- 3 乙がこの契約の条項に違反し契約が解除されたことによって、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙のいずれかが本契約条項に違反し、法令の定める解約事由が生じ、又は本契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときは、その相手方は何ら催告することなく本契約及び派遣契約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約期間が開始されても、正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (2) 乙が、本契約の内容を履行しない、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、本契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 乙、その役職員等又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(6) 乙、その役職員等又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(8) 派遣労働者が次のいずれかに該当し、それにより甲の業務に支障が生じるとき。

ア 不正な行為があったとき。

イ 正当な理由なく作業が著しく遅延するとき、又は作業に着手しないとき。

ウ 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

エ 就業状況に著しく誠意を欠くと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって損害を受けたときは、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。この場合において賠償額は、甲乙協議して定める。

（乙の契約解除権）

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 業務内容を変更等したため、仕様書に記載された派遣予定時間の総時間が2分の1以上減少したとき、又は業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき

2 乙は、前項の規定による契約の解除によって損害を受けたときは、甲に対し、当該解除の時点で残存する派遣料相当額の範囲内で損害賠償を請求することができる。この場合において賠償額は、甲乙協議して定める。

（談合等の不正行為に係る解除）

第14条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額(契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額(契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額)の100分の10に相当する額の

ほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7項若しくは第8項又は第9項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（乙による労働者派遣の停止）

第16条 乙は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合において、乙は、甲に対して事前に、労働者派遣を停止する理由、提供を停止する日及びその期間を通知する。

- (1) 甲が派遣料の支払を遅滞したとき。
- (2) 甲が本契約の各条項に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲の責めに帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来し、又は来すおそれがあるとき。

2 甲は、前項の規定による労働者派遣の停止を理由として、乙に対して派遣料の支払を拒み、又は損害賠償の請求をすることはできない。

（派遣就業期間の短縮）

第17条 甲は、契約期間満了前に、専ら甲に起因する事由により、本

契約を解約しようとするときは、乙の同意を得るとともに、あらかじめ 30 日以上猶予期間をもって乙に解約の申入れを行う。

2 甲は、契約期間満了前に、甲の責めに帰すべき事由により、本契約を解約しようとするときは、甲は、少なくとも本契約解約に伴い乙に生じた休業手当又は解雇予告手当等の当該派遣労働者のやむを得ない解雇に要した費用に相当する額を補償する。

3 甲は、契約期間満了前に、甲乙双方の責めに帰すべき事由により、本契約を解約しようとするときは、甲及び乙の責めに帰すべき部分の割合、本契約の残存期間及び派遣料金等を勘案しつつ、乙と十分に協議の上、適切な善後処理方策を講ずる。

4 甲は、本契約を中途解約しようとする場合であって、乙から請求があったときは、本契約の中途解約の理由を乙に明らかにすることとする。

(解除に伴う措置)

第 18 条 本契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は、当該履行完了部分に対する派遣料を支払わなければならない。

(再委託等)

第 19 条 乙は、本契約の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本契約の一部を、乙の責任において第三者に再委託できる。ただし、乙は、甲に対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等を報告し、甲の承諾を得なければならない。

(事情変更による契約内容の変更)

第 20 条 契約期間内に経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、契約金額又は契約書及び仕様書に記載する諸条件が不適當となったと認められるに至ったときは、甲乙協議の上変更することができる。

(契約外の事項)

第 21 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙の協議により処理する。

(紛争の解決)

第 22 条 この契約に関し紛争が生じたときは、甲、乙は、その解決に向け、誠意をもって協議する。

(契約保証金)

第 23 条 この契約に関しては、契約保証金の納付を免除する。

本契約の証として本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名押印して、甲及び乙がそれぞれ 1 通を保持する。

平成 29 年 月 日

甲 東京都中野区本町 1 - 32 - 2
ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター
理 事 長 宮 崎 誠

乙